

# 農業経営者専用ローン

平成28年4月1日現在

商品名	日本政策金融公庫の信用補完付き農業経営者専用ローン 「大地みらいファーマーズサポートⅡ」
ご利用いただける方	・当金庫の会員となる資格を有する方で以下の(1)～(3)のすべてを満たす方 (1) 次の①～③のうちいずれかを満たす方 ① 認定農業者 ② 直近1年間の農業粗収益(個人経営の場合の農業売上高)が200万円(法人の場合は売上高1,000万円)以上の方 ③ 直近1年間の農業所得が総所得(法人の場合は売上高)の過半を占める方 (2) 業歴3年以上で税金の滞納がない方 (3) 日本政策金融公庫の審査により承認を得られた方
お使いみち	・農業の経営に必要な設備資金および運転資金 (負債整理のための借換は対象外)
ご融資限度額	・100万円以上6,250万円以内(融資単位10万円)
ご利用期間	・1年以上7年以内(据置期間1年以内を含む)
ご融資利率	・固定金利または変動金利のいずれかを選択でき、それぞれ当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	・証書貸付 元金均等返済年2回または4回払(利息元金と同一払い) 2回払～2・8月25日または5・11月25日のいずれかとします。 4回払～2・5・8・11月の各25日とします。
担保	・原則、担保は必要ありません。
保証人	・法人は、「経営者保証ガイドライン」による対応とさせていただきます。 ・個人事業主は原則不要です。
手数料等	・別途、日本政策金融公庫の定める補償手数料が必要となります。 ・証書貸付期間の期限前(融資開始から2ヶ月経過後に限り)に繰上償還及び一部繰上償還(融資残高の50%以上の割合)を行う場合、該当返済元金に対し0.540%の割合で手数料がかかります。 (例)該当返済元金50万円の場合、2,700円となります。 ・融資条件の変更の際は、手数料がかかる場合があります。
苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置: 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または事務部(9時～17時、電話:0120-047-361)にお申し出ください。 ・紛争解決措置: 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務部もしくは全国しんきん相談所、北海道地区しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・主な必要書類 ※詳しくは窓口へご相談ください。 ① お使いみちを確認する書類(設備資金の場合)② 確定申告書または決算書の写し(3期分) ③ 借入金の内訳書(明細書) など ・お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください。

融-11-②